

措置状況の報告（意見）

教育総務部・学校教育部（R6. 8. 26、27 実施監査）

チェック事項 所属名		現金の管理について
教育指導課	意見	<p>・日本スポーツ振興センター災害共済給付保護者負担金未納分について、教育指導課から送付される納入通知書兼領収書の配布が遅延したため、収納した現金を金融機関へ納入することができず、川越小学校と初雁中学校において、1箇月以上保管されていた。</p> <p>会計規則、公金等取扱い基本マニュアル等にとり、適正に事務処理をすること。</p>
	措置状況	<p>・本件は、上記2校における転入児童生徒保護者から収納した現金が学校に1箇月以上保管されていた案件であり、当課による納入通知書兼領収書の送付遅延によるものである。</p> <p>・該当校から加入申込書の提出があった際に、教育指導課から該当校に対して、現金収納有無の確認を行うことで、該当校に対して納入通知書兼領収書の作成及び配布を遅滞なく行い、学校における現金の長期保管防止を徹底する。</p> <p>・金銭事故防止の徹底に向け、現行の「日本スポーツ振興センター災害共済給付保護者負担金現金取扱いマニュアル」に、「学校は、保護者から負担金を収納した際に教育指導課に対して、納入通知書兼領収書の送付依頼を行う」旨を記載することで、改訂版マニュアルとして整備し、令和7年度当初に各学校へ周知する。</p>

措置状況の報告（意見）

教育総務部・学校教育部（R6. 8. 26、27 実施監査）

チェック事項 所属名		情報の管理について
教育指導課	意見	<p>・前回、川越市外部記録媒体取扱要領の適用が除外されている小中学校の外部記録媒体の管理について、当該要領に代わる取扱基準が定まっていない状態で運用されていた件に関して、今回も同様に措置されていなかった。</p> <p>所管課である教育指導課が中心となり、必要に応じて関係課と協議の上、各学校における外部記録媒体の取扱基準を速やかに定め、適正に管理が行われるよう指導の徹底を図られたい。</p>
	措置状況	<p>・関係各課と協議検討し、令和6年度中に、各学校において統一した管理ができるよう各学校における外部記録媒体の取扱基準を定める。その上で、令和7年度から、適正に管理が行われるよう各校に通知し、運用方法を徹底する。</p>